

○認証基準の概要

自動車の特定整備事業を経営するには、自動車の特定整備の種類及び特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の『認証』を受けなければなりません。

◆ 対象とする自動車の種類及び範囲

特定整備事業の種類	対象自動車	整備できる範囲
普通自動車	普通 (大型)	普通自動車であって ・車両総重量8トンの以上の自動車 ・最大積載量5トンの以上の自動車 ・乗車定員30人以上の自動車
	普通 (中型)	普通自動車であって ・車両総重量8トン未満の自動車 ・最大積載量2トンを超え5トン未満の自動車 ・乗車定員11人以上30人未満の自動車
	大型特殊	・大型特殊自動車
	普通 (小型)	普通自動車であって ・最大積載量2トン以下の自動車 ・乗車定員10人以下の自動車
	普通 (乗用)	普通自動車であって ・乗車定員10人以下の乗用車
	小型自動車	小型 四輪
小型 三輪		・小型三輪自動車
小型 二輪		・小型二輪自動車
軽自動車	軽自動車	・軽自動車

(注) 対象自動車が小四のみの場合は、小型自動車の認証として取扱われます。

なお、整備の種類や装置の種類ごとに申請することも可能です。

- | | | |
|----------|--------------|----------|
| (1) 原動機 | (2) 動力伝達装置 | (3) 走行装置 |
| (4) 操縦装置 | (5) 制動装置 | (6) 緩衝装置 |
| (7) 連結装置 | (8) 電子制御装置整備 | |

○認証の基準

(1) 人員に関する基準

◆ 整備主任者の届出

- 特定整備を行う事業場ごとに整備主任者を定め、届出することが必要です。
- 整備主任者には、一級又は二級の自動車整備士（原動機を対象とする場合は二級シャシを除く）の資格が必要です。
- また、電子制御装置整備のみを行う事業場にあっては、電気装置整備士又は車体整備士の選任も可能です。
- なお、電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者に選任する場合は、運輸支局長が行う「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」を修了する必要があります。（一級大型又は一級小型整備士は受講免除）

◆ 従業員の確保

- 整備主任者を含め特定整備に従事する従業員が2人以上必要です。

◆ 整備士の保有数

- 整備主任者を含めた特定整備に従事する人員のうち、次表の区分に応じた整備士（一級、二級または三級整備士）を保有していなければなりません。

自動車特定整備に従事する人 (整備主任者を含む)	整備士保有数
2人 ~ 4人	整備士1人以上
5人 ~ 8人	整備士2人以上
9人 ~ 12人	整備士3人以上

[ポイント]

自動車特定整備に従事する人数を4で除して得た数（1未満の端数があれば、これを1とする。）以上であることが必要となります。

（例）整備従事員5人 \div 4=1.25 端数繰上げで整備士が**2人**必要です。

(2) 工場面積の基準

- 『車両整備作業場』『点検作業場』『部品整備作業場』の各作業場及び『車両置場』が必要となります。
- また、電子制御装置整備を行う場合は『電子制御装置点検整備作業場』が必要となります。(車両整備作業場、点検作業場と兼用可)
- 対象とする自動車及び装置の種類により各作業場等の寸法及び面積が設定されています。【別表1参照】
- 特に、屋内作業場を設置する際、次の事項について注意が必要です。

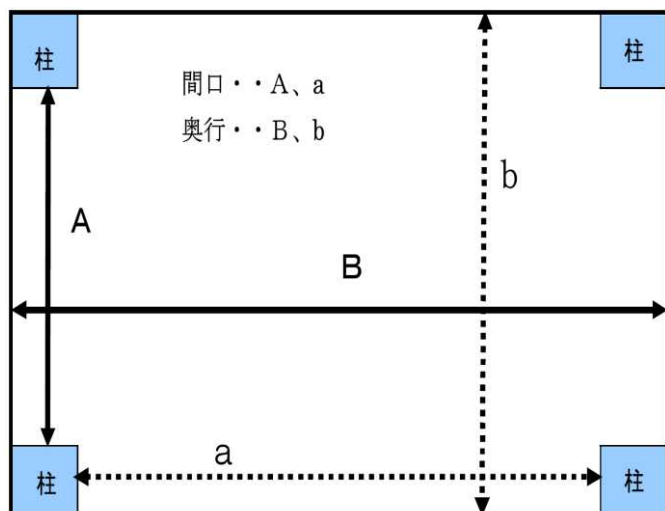
[ポイント]

- ◎各作業場の天井の高さは、リフトアップ作業等を行うのに十分な高さを有していること。
- ◎屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
- ◎屋内作業場及び車両置場は同一敷地内にあること。

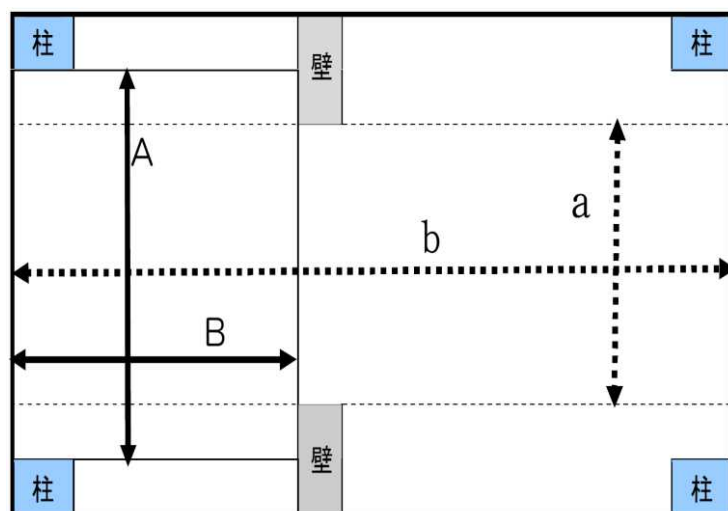
[ポイント]

- ◎屋内作業場の間口、奥行き寸法の取り方について
 - ・次の事例1、2のように柱間の内寸により規定寸法が必要です。
 - ・また、 $A \times B$ 又は $a \times b$ により作業場を確保することが可能です。

[例1]

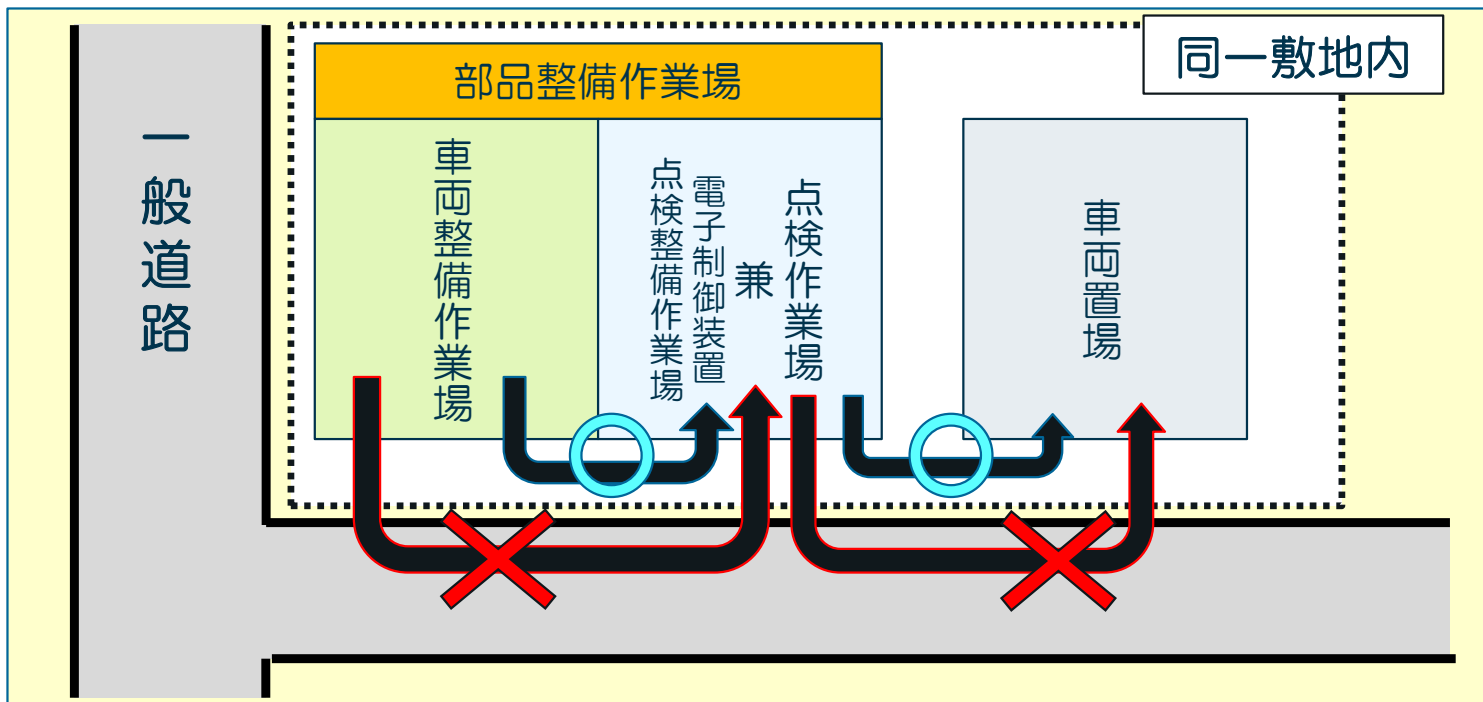


[例2]



[ポイント]

◎車両整備作業場、点検作業場(電子制御装置点検整備作業場)及び車両置場の配置は同一敷地内にあることが必要です。
それぞれに入場する際に一般道路を一旦通行しなければならないような配置ではいけません。



(3) 作業機械等に関する基準

- 対象の自動車、整備及び装置の種類により、それぞれに対応した点検装置や工具などの作業機械等を備えることが必要となります。【別表2参照】
- 作業機械等の能力は、対象とする自動車に対応できるものでなければなりません。【別表3参照】

(4) 申請者が適格か否か

申請者が次の事項に該当してはいけません。

[道路運送車両法第80条第1項第2号]

(2) 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ 第93条の規定による自動車特定整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

(当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第103条第2項の公示の日前60日以内に当該法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。二において同じ。)であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人であって、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

別表1

事業の種類	特定整備の種類			屋内作業場の規模の基準					電子制御装置点検整備作業場の基準(括弧内は屋内規模の基準)		車両置場の規模の基準			
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場		間口	奥行	間口	奥行		
				間口	奥行		間口	奥行						
普通自動車特定整備事業	普通(大) 普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。)	分解整備	原動機	5 _㎡ 以上	13 _㎡ 以上	12平方 _㎡ 以上	5 _㎡ 以上	13 _㎡ 以上			3.5 _㎡ 以上	11 _㎡ 以上		
			動力伝達装置	5 _㎡ 以上	12 _㎡ 以上	7平方 _㎡ 以上	5 _㎡ 以上	12 _㎡ 以上						
			走行装置											
			操縦装置											
			制動装置											
			緩衝装置											
		連結装置	3.5 _㎡ 以上	12.5 _㎡ 以上	7平方 _㎡ 以上	3.5 _㎡ 以上	12.5 _㎡ 以上							
		電子制御装置整備	運行補助装置					5 _㎡ 以上(5 _㎡ 以上)	16 _㎡ 以上(7 _㎡ 以上)					
			自動運行装置											
			普通(中) 普通自動車(最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)	分解整備	原動機	5 _㎡ 以上	10 _㎡ 以上	12平方 _㎡ 以上	5 _㎡ 以上	10 _㎡ 以上			3.5 _㎡ 以上	8 _㎡ 以上
					動力伝達装置	5 _㎡ 以上	9 _㎡ 以上	7平方 _㎡ 以上	5 _㎡ 以上	9 _㎡ 以上				
					走行装置									
操縦装置														
制動装置														
緩衝装置														
連結装置	3.5 _㎡ 以上			9.5 _㎡ 以上	7平方 _㎡ 以上	3.5 _㎡ 以上	9.5 _㎡ 以上							
電子制御装置整備	運行補助装置							3 _㎡ 以上(3 _㎡ 以上)	13 _㎡ 以上(7 _㎡ 以上)					
	自動運行装置													
	大型特殊自動車			分解整備	原動機	5 _㎡ 以上	10 _㎡ 以上	12平方 _㎡ 以上	5 _㎡ 以上	10 _㎡ 以上			3.5 _㎡ 以上	8 _㎡ 以上
					動力伝達装置	5 _㎡ 以上	9 _㎡ 以上	7平方 _㎡ 以上	5 _㎡ 以上	9 _㎡ 以上				
					走行装置									
		操縦装置												
		制動装置												
		緩衝装置												
		連結装置	3.5 _㎡ 以上	9.5 _㎡ 以上	7平方 _㎡ 以上	3.5 _㎡ 以上	9.5 _㎡ 以上							
			普通(小) 普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの限り、上二欄に掲げるものを除く。)	分解整備	原動機	4.5 _㎡ 以上	8 _㎡ 以上	10平方 _㎡ 以上	4.5 _㎡ 以上	8 _㎡ 以上			3 _㎡ 以上	6 _㎡ 以上
					動力伝達装置	4.5 _㎡ 以上	7 _㎡ 以上	6平方 _㎡ 以上	4.5 _㎡ 以上	7 _㎡ 以上				
					走行装置									
					操縦装置									
					制動装置									
緩衝装置														
連結装置	3 _㎡ 以上			7.5 _㎡ 以上	6平方 _㎡ 以上	3 _㎡ 以上	7.5 _㎡ 以上							
電子制御装置整備	補助運行装置							2.5 _㎡ 以上(2.5 _㎡ 以上)	7 _㎡ 以上(3 _㎡ 以上)					
	自動運行装置													
	普通(乗用) 普通自動車(上三欄に掲げるものを除く。)			分解整備	原動機	4 _㎡ 以上	8 _㎡ 以上	8平方 _㎡ 以上	4 _㎡ 以上	8 _㎡ 以上			3 _㎡ 以上	5.5 _㎡ 以上
					動力伝達装置	4 _㎡ 以上	6 _㎡ 以上	5平方 _㎡ 以上	4 _㎡ 以上	6 _㎡ 以上				
					走行装置									
		操縦装置												
		制動装置												
		緩衝装置												
		連結装置	2.8 _㎡ 以上	6.5 _㎡ 以上	5平方 _㎡ 以上	2.8 _㎡ 以上	6.5 _㎡ 以上							
		電子制御装置整備	補助運行装置					2.5 _㎡ 以上(2.5 _㎡ 以上)	6 _㎡ 以上(3 _㎡ 以上)					
			自動運行装置											

別表1

事業の種類	特定整備の種類			屋内作業場の規模の基準					電子制御装置点検整備作業場の基準(括弧内は屋内規模の基準)		車両置場の規模の基準	
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場		間口	奥行	間口	奥行
				間口	奥行		間口	奥行				
小型自動車特定整備事業	小型四輪 四輪の小型自動車	分解整備	原動機	4㎡以上	8㎡以上	8平方㎡以上	4㎡以上	8㎡以上			3㎡以上	5.5㎡以上
			動力伝達装置	4㎡以上	6㎡以上	5平方㎡以上	4㎡以上	6㎡以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
	連結装置	2.8㎡以上	6.5㎡以上	5平方㎡以上	2.8㎡以上	6.5㎡以上						
	電子制御装置整備	補助運行装置						2.5㎡以上 (2.5㎡以上)	6㎡以上 (3㎡以上)			
		自動運行装置										
	小型三輪 三輪の小型自動車	分解整備	原動機	4㎡以上	8㎡以上	8平方㎡以上	4㎡以上	8㎡以上			3㎡以上	5.5㎡以上
			動力伝達装置	4㎡以上	6㎡以上	5平方㎡以上	4㎡以上	6㎡以上				
			走行装置									
操縦装置												
制動装置												
緩衝装置												
連結装置	2.8㎡以上	6.5㎡以上	5平方㎡以上	2.8㎡以上	6.5㎡以上							
電子制御装置整備	補助運行装置						2.5㎡以上 (2.5㎡以上)	6㎡以上 (3㎡以上)				
	自動運行装置											
小型二輪 二輪の小型自動車	分解整備	原動機	3㎡以上	3.5㎡以上	4平方㎡以上	3㎡以上	3.5㎡以上			2㎡以上	2.5㎡以上	
		動力伝達装置										
		走行装置										
		操縦装置										
		制動装置										
		緩衝装置										
連結装置												
軽自動車特定整備事業	分解整備	原動機	3.5㎡以上	5㎡以上	6.5平方㎡以上	3.5㎡以上	5㎡以上			2.5㎡以上	3.5㎡以上	
		動力伝達装置	3.5㎡以上	4.4㎡以上	4.5平方㎡以上	3.5㎡以上	4.4㎡以上					
		走行装置										
		操縦装置										
		制動装置										
		緩衝装置										
	連結装置	2.5㎡以上	4.7㎡以上	4.5平方㎡以上	2.5㎡以上	4.7㎡以上						
	電子制御装置整備	補助運行装置						2㎡以上 (2㎡以上)	5.5㎡以上 (4㎡以上)			
自動運行装置												

備考
 二以上の種類の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

対象とする整備の種類		分解整備							電子制御装置整備	
		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置	自動運行装置
作業機械等										
作業機械	①プレス	●	●	●	●	●	●	●		
	②エア・コンプレッサ	●	●	●	●	●	●	●		
	③チェーン・ブロック	●						●		
	④ジャッキ	●	●	●	●	●	●			
	⑤バイス	●	●	●	●	●	●	●		
	⑥充電器	●								
作業計器	①ノギス	●	●	●	●	●	●			
	②トルク・レンチ	●	●	●	●	●	●			
	③水準器							●	●	
点検計器及び点検装置	①サーキット・テスタ	●	●	●	●	●	●	●		
	②比重計	●								
	③コンプレッション・ゲージ	●								
	④ハンディ・バキューム・ポンプ	●	●		●	●				
	⑤エンジン・タコ・テスタ	●	●		●					
	⑥タイミング・ライト	●								
	⑦シクネス・ゲージ	●	●	●	●	●		●		
	⑧ダイヤル・ゲージ	●	●	●	●	●	●			
	⑨トーイン・ゲージ			●	●	●	●			
	⑩キャンバ・キャスタ・ゲージ			●	●		●			
	⑪ターニング・ラジアス・ゲージ			●	●		●			
	⑫タイヤ・ゲージ			●						
	⑬検車装置	●	●	●	●	●	●			
	⑭一酸化炭素測定器	●								
	⑮炭化水素測定器	●								
	⑯整備用スキャンツール								●	●
工具	①ホイール・プーラ			●		●				
	②ベアリング・レース・プーラ		●	●		●				
	③グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ	●	●	●	●	●	●	●		
	④部品洗浄槽	●	●	●	●	●	●	●		

小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、①プレス、③チェーン・ブロック、④ジャッキを除く。

1. 普通自動車特定整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあつては、⑨トーイン・ゲージ、⑩キャンバ・キャスタ・ゲージ、⑪ターニング・ラジアス・ゲージ、⑫タイヤ・ゲージを除く。

2. 小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車であるものにあつては、⑨トーイン・ゲージ、⑩キャンバ・キャスタ・ゲージ、⑪ターニング・ラジアス・ゲージを除く。
二輪の小型自動車にあつては、⑨トーイン・ゲージ、⑩キャンバ・キャスタ・ゲージ、⑪ターニング・ラジアス・ゲージ、⑬検車装置を除く。

3. ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、⑥タイミング・ライト、⑭一酸化炭素測定器、⑮炭化水素測定器を除く。
内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、③コンプレッション・ゲージ、⑥タイミング・ライト、⑭一酸化炭素測定器、⑮炭化水素測定器を除く。

小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、①ホイール・プーラ、②ベアリング・レース・プーラを除く。

備考 ●印は、対象とする装置の種類に掲げる装置を対象とする特定整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

作業機械

①プレス

油圧等を用いて材料を脱着する時に使用する。



能力が2トンの以上のもので、油圧式又は手動式のもの。

②エア・コンプレッサ

圧縮空気を作り各種作業に使用する。



出力180w以上の動力により空気圧5kg/cm²以上の圧縮空気を作ることができるもので、15リットル以上のタンク付きのもの。

③チェーン・ブロック

歯車を組み合わせチェーンを引いて、小さな力で重量物を上げる作業に使用する。



対象とする自動車が小型自動車の場合は、吊上げ能力は500kg以上、その他の場合は1トン以上のもの。なお、エンジンハンガ、ベビークレーンも可とする。

④ジャッキ

ハンドルを作動して、小さな力で重量物を押し上げる時に使用する。



ガレージ・ジャッキ、エア・リフト等であって、対象とする自動車が普通自動車（大型・中型・小型）又は大型特殊自動車の場合は、押上能力5トン以上、その他の場合は、押上能力1トン以上のもの。

⑤バイス

工作物をはさみ各種作業に使用する。



口金の幅75mm以上のもの。

⑥充電器

バッテリーの充電作業に使用する。



急速充電器を含む。

作業計器

①ノギス

内外側又は深さなどの測定に使用する。



最大測定値150mm以上で、単位目盛は副尺利用で0.05mm(1/20mm)以下のもの。

②トルク・レンチ

示度を見ながら、あるいは所用のトルクにセットしボルト等の締め付け時に使用する。



対象とする自動車のエンジンのクランク軸が分割式の場合は、シリンダ・ヘッド・ボルト及びクランク・ピン締め付けトルクの測定が可能なもの。その他の場合は、シリンダ・ヘッド・ボルト、コンロッド大端ボルト及びクランク軸軸受けの締め付けボルトの締め付けトルクの測定ができるもの。

③水準器

水平度が確認可能なもの



水平度が確認可能なもの。

点検計器 及び 点検装置

①サーキット・テスタ

油圧等を用いて材料を脱着する時に使用する。



自動車等の電気回路をチェックできるもの。

②比重計

圧縮空気を作り各種作業に使用する。



蓄電池の電解液の比重測定用のもので、電解液吸出し用のスポイトの中に比重計が入っているもの。このスポイトは対象とする自動車の蓄電池電解液の容量に応じたものであること。

③コンプレッション・ゲージ

シリンダ内の圧縮状態の測定やピストンリングの摩耗、バルブ調整の適否をチェックするときに使用する。



対象とする自動車の原動機がガソリン・エンジンの場合は、ガソリン・エンジン用のものを、ディーゼル・エンジンの場合は、ディーゼル・エンジン用のもの。

④ハンディ・バキューム・ポンプ

エンジン負圧で作動するキャブレタ、ディストリビュータ、EGRバルブなどあらゆるバキューム作動機構をチェックする。



エンジン負荷で作動するキャブレター、ディストリビュータ、EGRバルブなどあらゆるバキューム作動機構をチェックできるもの。

⑤エンジン・タコ・テスタ

エンジンの回転数を計測する。



エンジンの回転数を計測できるもの。

⑥タイミング・ライト

エンジンの点火時期を点検するときに使用する。



エンジンの点火時期を点検できるもの。

点検計器 及び 点検装置

⑦シックネス・ゲージ	⑧ダイヤル・ゲージ
<p>すき間を測定するときに使用する。</p> 	<p>測定子の微細な動きをダイヤル面に拡大して読みとる構造で、シャフトの曲り、振れ、平面の良否を測定するときに使用する。</p> 
<p>リーフの長さ75mm以上で、リーフの種類が8以上組合わせられたもの。</p>	<p>足廻りのガタ等が測定できるスタンド付きのもの。</p>
⑨トーイン・ゲージ※	⑩キャンバ・キャスト・ゲージ※
<p>左右の車輪に当てトーイン量を測定するときに使用する。</p> 	<p>ホイールハブ面にマグネットで取付け、ターニング・ラジラス・ゲージと併用し、キャンバ、キャストのそれぞれの角度を測定するときに使用する。</p> 
<p>スタンド式のものであって、対象とする自動車のトーインが測定できるもの。</p>	<p>対象とする自動車のキャンバ、キャストのそれぞれの角度が測定できるもの。</p>
⑪ターニング・ラジラス・ゲージ※	※ホイール・アライメント・テスタ
<p>かじ取り角度及び最大切り角度を測定するときに使用する。</p> 	
<p>対象とする自動車のかじ取り角度及び最大切り角度が測定できるもの。</p>	<p>トーイン、キャンバ・キャスト等それぞれが測定可能な『ホイール・アライメント・テスタ』も可とする。</p>

点検計器 及び 点検装置

⑫タイヤ・ゲージ

タイヤの空気圧を測定するときに使用する。



対象とする自動車のタイヤ空気圧が測定できるもの。

⑬検車装置

自動車の点検作業を行うときに使用する。



ピット、検車台、オート・リフト、エア・リフト等であってガレージ・ジャッキは含まない。

⑭一酸化炭素測定器

排気ガス中に含まれる一酸化炭素、炭化水素の濃度を測定するときに使用する。



⑮炭化水素測定器

排気ガス中に含まれる一酸化炭素、炭化水素の濃度を測定するときに使用する。



(社)日本自動車機械工具協会又は(一社)自動車整備振興会が行う有効な校正を受けたもの。

⑯整備用スキャンツール



(社)日本自動車機械器具工業会HPに掲載されているもの。

<https://www.jamta.com/scan-tool-list>



工 具

工 具	
<p>①ホイール・プーラ</p> <p>ドラムを外すときに使用する。</p>  <p>対象とする自動車のドラムを外すことができるもの。</p>	<p>②ベアリング・レース・プーラ</p> <p>ベアリング及びアウトレース等の抜取りに使用する。</p>  <p>対象とする自動車のホイール・ベアリング・レースを抜くことができるもの。</p>
<p>③グリース・ガン 又は シャシ・ルブリケータ</p> <p>手動式あるいは動力式によりグリースを押し込むポンプ。</p>  <p>吐出圧100kg/cm²以上のレバー式グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ。</p>	<p>④部品洗浄槽</p> <p>部品を洗浄するときに使用する。</p>  <p>対象とする自動車が二輪自動車の場合は、縦400mm、横500mm、深さ150mm以上の洗浄槽。その他の場合は、縦500mm、横700mm、深さ150mm以上の洗浄槽で、いずれも台付きのもの又は自動車部品の洗浄装置。</p>